

令和8年度 社会保険協会費の改定と納入のお知らせ

日頃より、社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会の年会費につきましては、広報誌2月号でお知らせしましたとおり、昨今の経済状態を鑑み、事業の見直しや継続にあたり、協会としてあらゆる努力をしておりますが、協会の財政負担が大きくなってきているため、令和8年度より改定させていただきますことになりました。令和8年3月に開催されました第181回理事会において「会費規定の改正」が承認されましたことをここにお知らせいたします。

当協会は、過去40年間会費を値上げすることなく据え置いたまま事業を継続し現在に至っておりますが、現在の事業を維持し今後の活動を更に充実させるためにも、会員の皆様にはご理解をいただくとともに、ご支援ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、協会費(年額)は、下記の負担割合で納入をお願いしております。

お振込みをされる場合は、**5月20日付**で送付いたします振込依頼書で6月末までに納付いただきますようお願いいたします。

口座振替をご利用の方は、**5月27日**にご指定の口座から振り替えをさせていただきますのでご確認ください。

協会費負担割合

被保険者数	旧年会費	改定年会費	被保険者数	旧年会費	改定年会費
9人以下	2,500円	3,500円	300~399人	22,500円	25,000円
10~29人	3,500円	4,600円	400~499人	35,000円	39,000円
30~49人	4,600円	5,800円	500~749人	41,200円	46,000円
50~99人	8,100円	9,400円	750~999人	58,700円	65,000円
100~199人	11,200円	12,600円	1,000人以上	71,200円	79,000円
200~299人	16,200円	18,000円			

(令和7年12月31日現在の被保険者数)

事業主 各位

令和8年4月吉日

一般財団法人 富山県社会保険協会
会長 塩井保彦